

令和4年度
学校教育法109条第1項に係る
自己点検・評価報告書

令和5年6月
長崎大学

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

令和4年度

対応する大学評価基準	自己点検・評価項目 (分析項目)	点検結果	満たしていない場合の理由及び改善計画
基準1-1	教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること	満たしている	
基準1-2	教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること	満たしていない	<p>■対象学部：歯学部 設置基準上必要な専任教員数は、75名（うち教授18名）であるが、歯学部教員は、68名（うち教授15名）であり、7名不足（うち教授は3名不足）している。 → 改善計画：「改善計画書」のとおり</p> <p>■対象学部：教育学部 大学設置基準が定める教職課程認定基準上必要となる最低人数は、58名（うち教授16名）であるが、教育学部教員は、55名（うち教授19名）であり、3名不足している。 → 令和6年1月に基準を満たす予定</p>
基準1-3	教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること	満たしている	

領域2 内部質保証に関する基準

対応する大学評価基準	自己点検・評価項目 (分析項目)	点検結果	満たしていない場合の理由及び改善計画
基準2-1	内部質保証に係る体制が明確に規定されていること	満たしている	
基準2-2	内部質保証のための手順が明確に規定されていること	満たしている	
基準2-3	内部質保証が有効に機能していること	満たしている	
基準2-4	教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること	満たしている	
基準2-5	組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること	満たしている	

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

対応する大学評価基準	自己点検・評価項目 (分析項目)	点検結果	満たしていない場合の理由及び改善計画
基準3-1	財務運営が大学等の目的に照らして適切であること	満たしている	
基準3-2	管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること	満たしている	
基準3-3	管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	満たしている	
基準3-4	教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること	満たしている	
基準3-5	財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること	満たしている	
基準3-6	大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること	満たしている	

領域4 施設及び設備に関する基準

令和4年度

対応する大学評価基準	自己点検・評価項目 (分析項目)	点検(分析)内容	点検結果	満たしていない場合の理由及び改善計画
基準4-1	教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること	1. 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	満たしている	
		2. 法令が定める実習施設等が設置されていること	満たしている	
		3. 施設・設備における安全性について、配慮していること	満たしている	
		4. 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること	満たしている	
		5. 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること	満たしている	
		6. 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること	満たしている	

領域4 学生支援に関する基準

対応する大学評価基準	自己点検・評価項目 (分析項目)	点検(分析)内容	点検結果	満たしていない場合の理由及び改善計画
基準4-2	学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること	1. 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	満たしている	
		2. 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること	満たしている	
		3. 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	満たしている	
		4. 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	満たしている	
		5. 学生に対する経済面での援助を行っていること	満たしている	

領域5 学生の受入に関する基準

対応する大学評価基準	自己点検・評価項目 (分析項目)	点検(分析)内容	点検結果	満たしていない場合の理由及び改善計画
基準5-1	1. 学生受入方針が明確に定められていること	1. 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	満たしている	
基準5-2	2. 学生の受入が適切に実施されていること	2-1. 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	満たしている	
		2-2. 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること	満たしている	
基準5-3	3. 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること	3. 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	満たしていない	大学院の3専攻において実入学者数が「入学定員を大幅に下回る」状況になっている。 → 改善計画: 「改善計画書」のとおり

領域 6 教育課程と学修成果に関する基準（学部）

令和 4 年度

<対象の学部>

学校教育法109条第1項に係る

対応する大学評価基準	自己点検・評価項目 (分析項目)	点検（分析）内容	点検結果	満たしていない場合の理由及び改善計画
基準6-1	学位授与方針が具体的かつ明確であること	学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	満たしている	
基準6-2	教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	満たしている	
		教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	満たしている	
基準6-3	教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	教育課程の編成が、体系性を有していること	満たしている	
		授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	満たしている	
		他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	満たしている	
基準6-4	学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	満たしている	
		各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	満たしている	
		適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	満たしている	
		教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	満たしている	
基準6-5	学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること	学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	満たしている	
		学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	満たしている	
		社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	満たしている	
		障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	満たしている	
基準6-6	教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	満たしている	
		成績評価基準を学生に周知していること	満たしている	
		成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	満たしている	
		成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	満たしている	

対応する大学評価基準	自己点検・評価項目 (分析項目)	点検(分析)内容	点検結果	満たしていない場合の理由及び改善計画
基準6-7	大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること	大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること	満たしている	
		策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること	満たしている	
		卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組織的に実施していること	満たしている	
基準6-8	大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	満たしている	
		就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学の様子が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	満たしている	
		卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	満たしている	
		卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	満たしている	
		就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	満たしている	

領域6 教育課程と学修成果に関する基準（研究科）

令和4年度

<対象の研究科>

学校教育法109条第1項に係る

対応する大学評価基準	自己点検・評価項目 (分析項目)	点検(分析)内容	点検結果	満たしていない場合の理由及び改善計画
基準6-1	学位授与方針が具体的かつ明確であること	学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	満たしている	
基準6-2	教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	満たしている	
		教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	満たしている	
基準6-3	教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	教育課程の編成が、体系的性を有していること	満たしている	
		授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	満たしている	
		他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	満たしている	
基準6-4	学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	満たしている	
		各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	満たしている	
		適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	満たしている	
		教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	満たしている	
基準6-5	学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること	学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	満たしている	
		学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	満たしている	
		社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	満たしている	
		障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	満たしている	
基準6-6	教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	満たしている	
		成績評価基準を学生に周知していること	満たしている	
		成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	満たしている	
		成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	満たしている	

対応する大学評価基準	自己点検・評価項目 (分析項目)	点検(分析)内容	点検結果	満たしていない場合の理由及び改善計画
基準6-7	大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること	大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること	満たしている	
		策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること	満たしている	
		卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組織的に実施していること	満たしている	
基準6-8	大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	満たしている	
		就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	満たしている	
		卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	満たしている	
		卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	満たしている	
		就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	満たしている	

改善計画書

部 局 名： 歯学部

自己点検実施年度： 令和4年度

対象となる基準	基準1-2
改善を要する点	<p>教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること</p> <p>設置基準上必要な専任教員数は、75名（うち教授18名）であるが、令和5年5月1日時点の歯学部専任教員は、68名（うち教授15名）であり、7名不足（うち教授は3名不足）している</p>
改善計画	<p>《未充足の要因》</p> <p>本学歯学部は大学基準協会による分野別評価を令和4年度に受審し、令和5年4月に「適合」との通知を受けた。その際、大学設置基準上の必要教員数を満たしていたが、令和4年度中における複数教員の他大学への転出及びご逝去等が重なったことにより、令和5年5月1日現在、大学設置基準上の必要教員数を満たさない状態となっている。</p> <p>《教育の質担保に関する体制整備》</p> <p>教員が不足する中で教育の質を保証すべく、以下のとおり教員の配置等の体制整備を行っていることから、学生教育への大きな影響は生じていない。</p> <p>①助教を1名多く配置し、准教授1名、助教2名の体制とした（通常歯学基礎系では、教授1名、准教授1名、助教1名の体制）。</p> <p>②退職した教授を非常勤講師として再雇用した。</p> <p>③病院所属教員の学部教育エフォートを大きくした。</p> <p>《教員の採用・退職予定》</p> <p>以下の採用計画の下、令和6年度中に充足見込みである。</p> <p><u>令和5年度</u></p> <p>（採用）教授：1名、准教授：2名、助教：5名</p> <p>（退職）教授：2名、助教：2名</p> <p><u>令和6年度</u></p> <p>（採用）教授：4名、准教授または助教：2名</p> <p>（退職）予定なし</p>

改善計画書

部 局 名： 医歯薬学総合研究科

自己点検実施年度： 令和4年度

対象となる基準	基準5-3
改善を要する点	実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること 医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻（博士後期課程）：0.6倍（平成30年度～令和4年度）
改善計画	《現状》 令和5年5月1日現在、医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻（博士後期課程）における過去5年平均の入学定員充足率が0.6倍となっており、大学機関別認証評価で指摘を受ける目安となる0.7倍を下回っている。早急な改善を図る必要があるため、以下の取組を実施する。 《改善計画》 社会人学生の受入拡大 これまでの博士後期課程入学者は、そのほとんどが薬科学科→博士前期課程からの内部進学者となっており、内部進学希望者だけでは今後も定員を充足できない見込みであることから、まずは社会人受入を強化すべく、以下の取組を実施する。 (強化策例) <ul style="list-style-type: none">・本学修了生の社会人に向けたリクルートメールの発信・九州内企業へのリクルート活動・リモートでの講義・研究の拡大・テーシス形式論文の非義務化・広報活動の強化（リーフレット作成、オンライン説明会実施等） Dr. 学生が所属する研究室へのインセンティブ これまで薬学系研究室には、大学院生教育経費として、学生数に応じた追加予算配分を行っている（学部学生教育経費は別途配分）ところであるが、Dr. 学生が多く所属する研究室へのインセンティブを大きくするため、予算配分について見直しを図る。

	<p><u>各研究室の Dr. 学生数目標値設定</u></p> <p>現在、博士後期課程の研究室は 10 分野あり、1 分野 1 名入学することによって定員充足が可能となる計算であることを踏まえ、各研究室に在籍者数の目標値を設定する。</p> <p><u>薬科学科推薦入試受験者増加策</u></p> <p>薬学部薬科学科の学校推薦型選抜 II による入学者は、博士後期課程までの進学を確約することを条件としているが、例年、当該選抜による入学者数は、募集定員を大きく下回っている状況である。</p> <p>当該推薦入学者を増やすことは、博士後期課程の入学者増加に直結することから、今年度以降、当該入試制度を改革し、出願者・入学者数の増加につなげる。</p>
--	---